

政令第 号

旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、旅行業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

旅行業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

理由

旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。